

# 人権口コミ講座21

京都人権啓発推進会議



## 京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、1984(昭和59)年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

### 構成団体

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都市市長会  
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会  
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会

# 人権口コミ講座 21

---

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2019(令和元)年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」により作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

---

人権口コミ講座21 もくじ

VOL.1 差別につながる  
インターネット情報

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム2  
嘱託研究員／大阪市立大学人権問題研究センター准教授

廣岡浄進

[1]

VOL.2 認知症の人や  
その家族の視点の重視

京都文教大学臨床心理学部教授

平尾和之

[3]

VOL.3 児童虐待防止法等の  
改正を踏まえて

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム3リーダー  
大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授

山野則子

[5]

VOL.4 犯罪被害者支援から学ぶもの

(公財)世界人権問題研究センター理事長

大谷 實

[7]

VOL.5 カミングアウトとアウティング

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム4  
嘱託研究員／金沢大学国際基幹教育院准教授

谷口洋幸

[9]

VOL.6 アイヌ新法―アイヌの人々の誇りが  
尊重される社会の実現のために―

(公財)世界人権問題研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元茂樹

[11]

VOL.7 男女共同参画社会形成に  
役立つ女性活躍推進法

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム6  
嘱託研究員／元新潟大学法学部教授

桑原昌宏

[13]

2016年に制定された部落差別解消推進法では、国や地方自治体が、相談体制の整備、教育啓発、実態調査を行うと定められました。情報化の進展に伴って部落差別が新しい形をとりつつあるという認識から、いくつかの自治体が、インターネットの巡回点検(モニタリング)を開始しています。京都府も、京都府立大学の協力を得て、モニタリング調査を進めています。

結婚相手を紹介したら、女性の父親がインターネットで調べて、男性が部落出身だという理由で結婚に反対されたという報道が、今年もありました。これは昨年末のことだと報じられています。以前から、匿名掲示板などで、結婚などをめぐる身元調査を正当化し、部落差別を



当然視する書きこみが絶えません。なにか人びとの耳目を集める事件が報道されると、すぐに部落と関連づけようとする憶測めいた投稿も登場します。

近年では、投稿動画も影響力を強めています。いわゆる「炎上商法」とよばれる、非難も込みで注目を集めることをねらうものもあるようですが、差別煽動は決して許されることはありません。

「個人の体験」や「親戚や知人から聞いた」などと称して、もっともらしく差別や忌避の感情を公言する向きもあります。露骨な差別表現ではなくても、部落にまつわる否定的な情報があふれることで、とりわけ部落問題についてきちんと学んでいない人びとへの悪影響が懸念さ

れています。

差別を利用した悪質な情報拡散に加担しないのはもちろんのことですが、疑問を感じた発信内容について、そこでしっかり議論することも、あるいは行政や民間の窓口の情報提供したり、周囲の誰かに相談したりするという方法もあります。

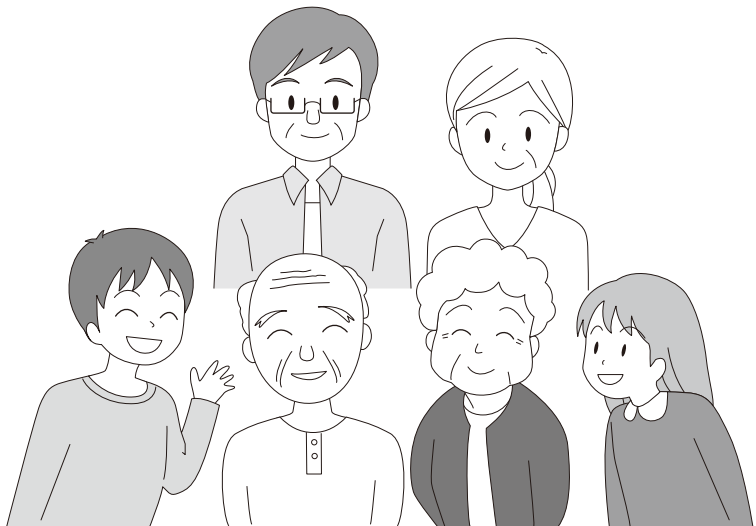
また、企業の社会的責任に関連して、インターネットでサービスを提供している企業も、対応を始めています。広告主が通報を受けて広告を引きあげるといった動きも出てきています。これはひとつの消費者運動でしょう。違和感の表明や異議申し立てが集まり、重ねられることで、人権の基準が確認されていくことが期待されます。

## 認知症の人やその家族の視点の重視

京都文教大学臨床心理学部教授 平尾和之

高齢者の5人に1人が認知症を患う時代を迎えるにあたって、認知症とともに生きていく社会の実現がテーマになっています。2015年に策定された国の認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」では、認知症の人やその家族の視点を重視した点が画期的でした。今年6月に策定された認知症施策推進大綱でも、この理念は引き継がれています。

それまでの認知症施策は、とすれば支援者の視点に偏りがちでした。認知症になると「何もわからなくなる」として、当事者である本人の視点が抜け落ちてしまいがちでした。しかし、当事者には個別性や多様性があり、年齢や性別、認知症の状態、環境や状況、何よりそ



の方の人柄や生き方によって、困っておられることも、望まれることも、それぞれです。当事者の視点に立つことで、どのような支援が必要かが、<sup>お</sup>自ずと見えてきます。京都府では2013年から認知症の本人や家族の視点を重視する「京都市オレンジプラン」を実施しています。その中では、認知症の本人と家族が望む「10のアイメッセージ」が目標として掲げられています。「私は周囲のすべての人が認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的に過ごしている」など、「私は」で始まるメッセージです。

宇治市は2015年に「認知症の人にやさしいまち・うじ」を実現することを宣言し、宇治市認知症アクションプラン「れもねいど」を展開しています。これは認知症にやさしい地域をつくるための、立場や世代を超えたつながりのことです。京都文教大学もこの活動に参加しています。2019年12月には認知症当事者のご夫妻による講演会を京都文教大学で開催し、約170名の来場者に向けて認知症とともに生きる旅のご経験を語っていただきました。また、これまでの活動をまとめた『多様な私たちがともに暮らす地域』も、2020年1月に刊行されました。

認知症にやさしいまちをつくっていく「共生」の取組は、私たちみながお互いを尊重し支え合う社会の実現につながります。ご自身の身近で、ぜひアクションを起こしてみてください。

様々な児童虐待事件を背景に、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が、6月に参院本会議で、全会一致で可決、成立し、一部を除いては来年4月から施行される。改正のポイントは、①被害者である子どもたちの権利を守ること、②児童相談所の体制を強化すること、③関係機関の間の連携を強化することであった。

子どもの権利については、すでに2016年児童福祉法一部改正において、「子どもの権利に関する条約の精神にのっとり」「その最善の利益が優先して考慮され」と規定された。今回の改正で、さらに親などの親権者がしつけにあたって子どもに体罰を加えることの禁止が明文化された。

この実現は、周りの大人、特に子どもに関わる専門家

である保健師や教師、保育士等は、様々な大人への配慮は横において、まず主語を「子ども」で考えることができるかにかかってくる。しかし「子ども」を主語で考えると可能なはずの通告が、親の大変さがわかる、また親の逆恨みを意識したときに自分たち専門家が守られる体制が整っていない等からなされないことが生じている。

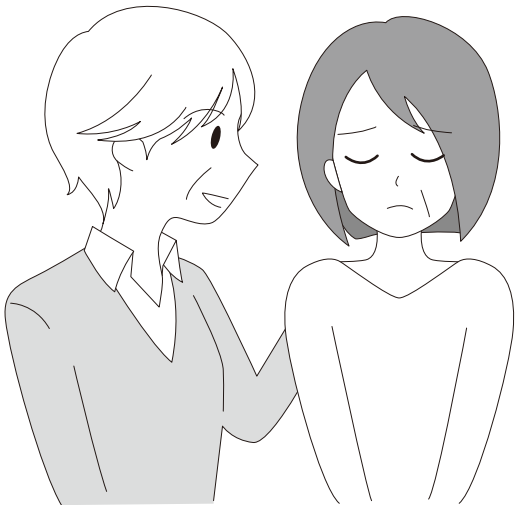
そして、子どもの権利を第一に考えるべきであることは「別に」、親にとって厳しい社会であることを認知しなければならぬ。親は失敗しながらだんだん親になっていくものであるが、子育て中の親は近所で日常的に悪戦苦闘している他の子育てを見る機会がない。うまくできなくて当たり前という意識が親自身にも周りにも生じにくい。



つまり、社会が当たり前前に子どもを主語に考える視点になることと、子育ての孤立の課題を他人ごとではなく認識し向き合うことが、児童虐待の予防になる。児童相談所に送られてからではなく、もっと早い段階で身近な地域で、そして保育所や学校やあらゆるところで、温かい視線を親に向けていけば、深みに陥る前に親も早期に「しんどい」と言える。誰もが温かい声をかけることで、親を非難するのではなく「しんどい」を受け止められる社会を形成することが課題である。フィンランドでは、子育てを国の責任とし、子どもは社会の子どもという認識が醸成されている。日本は、切れ目のない支援としてフィンランドの施策を取り入れようとしているが、施策だけ真似てもうまく進まない。その実現のために、根本的に子どもの権利条約を認識し、子育てに関する価値観や認識が変わるような方向づけが必要だろう。

犯罪被害者とは、犯罪によって被害を受けた方及びその家族・遺族のことであるが、殺人罪や傷害罪、強制的性交等罪(旧強姦罪)等の被害者の中には、身体的、経済的、社会的な被害を受け、悲しみ、怒り、悩み、さらには自責の念といった様々な苦しみを抱えて生きていかなければならない人が実に多いのである。

こうした犯罪被害者を支援するために、国は、警察や検察さらには自治体を通じて様々な公的施策を講じているが、犯罪被害者が平穏な生活を取り戻すために特に必要なのは、地域住民ないし隣人が、犯罪被害者と同じ目線に立ち、犯罪被害者に寄り添い、少しでも被害を軽減・回復することができるように支援することである。



そこで、20年ほど前から、全国的に民間支援団体が設立されてきた。公益社団法人京都犯罪被害者支援センターもその一つである。同センターでは、ボランティアである相談員や支援員による電話相談、直接相談、さらには、裁判の傍聴に同行するといった直接的支援などが行われている。

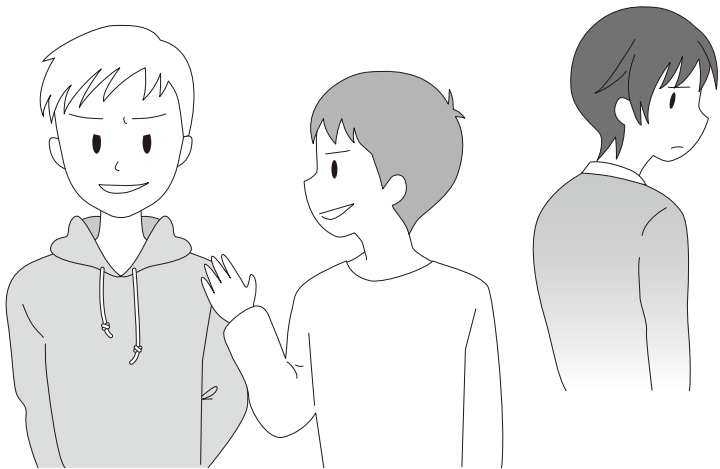
犯罪被害者支援に当たるのは、公募によるボランティアの皆さんであるが、事前の研修を受け、面接等の審査によって選ばれて相談員、支援員となり、専門家による月例研修を受けながら、犯罪被害の軽減・回復のための活動を行っているのである。

ボランティアの皆さんは、こうした支援活動を通じて、犯罪や犯罪被害者について多くのことを学ぶはずであるが、支援活動で大切なものは、怒りや悲嘆に暮れている被害者の気持や希望といった心情を十分に理解すること、そのためには何よりも静かに「耳を傾ける」ことが肝心だということである。これは、共に生きるという現代社会の基本的な生き方として重要であるように思われる。

様々な苦しみを抱えている犯罪被害者のための支援活動は、決して生易しいものではなく、気苦労が多いことも確かである。しかし、犯罪被害者が、被害を受けた時から、再び平穏な生活を取り戻したときの喜び、充実感、例えようがないことも事実である。「受けるよりは、与える方が幸いである」と言われるゆえんである。

わたしたちはそれぞれ多様な性を生きている。自分を  
 どのような性別と認識するか、どんな体の特徴をもって  
 るか、服装や言葉づかいをどうしたいか、誰かと共に過  
 ごしたいと思う時、それはどういう人とか。これらは性  
 自認や身体的特徴、性別表現、性的指向という人の属性  
 や特徴の一部であり、人権の中核である尊厳にかかわ  
 る。性的少数者(LGBT)の立場におかれる人々の多  
 くは、生涯のいろいろな場面で、自らの性のあり方を無  
 視され、否定され続けている。

今日、世間の耳目をひくテーマのひとつにアウトティ  
 ングがある。大学や病院を相手取った裁判も係争中であ  
 る。自分の性のあり方を本人の意思で公言することをカ



ミングアウトというのに対し、アウトティングは他者の性  
 のあり方を本人の同意を得ずに暴露することを指す。出  
 自や国籍、思想信条、職歴や犯罪歴、結婚・離婚や家族  
 状況などと同じく、個人的な事柄であり、かつ、外見か  
 ら確認しづらい事柄に共通しておこる問題でもある。

アウトティングは単なる秘密の暴露ではない。言葉の暴  
 力である。それは人を社会的に、時には肉体的にも、葬  
 り去る強い力をもつ。発言者に差別や偏見がなくなるとも、  
 また、本人のためを思って第三者に善意で伝えたとして  
 も、アウトティングは正当化されない。その結果にさらさ  
 れるのは、他ならぬ本人だからだ。だからこそ、カミン  
 グアウトは本人の意思が最大限に尊重されなければなら  
 ず、他者によるアウトティングは、どのような形であれ、  
 暴力となる。

カミングアウトはする側の身勝手だ、という人もいる  
 が、そうではない。カミングアウトは、それをする人が  
 直面する差別や偏見に立ち向かいたい、あるいは、本人  
 が生きようとするための選択である。だから当然、カミ  
 ングアウトの時期や範囲は人それぞれ異なる。アウトティ  
 ングはそれを不用意に強いる暴力なのだ。カミングアウ  
 トとアウトティングを分けて、その問題を理解することは  
 重要である。

世の中にはびこる差別や偏見に怯えず暮らせるよう  
 に、そして、その被害から守られるように、一人ひとり  
 の人権の意識の向上とともに、人権を実現するための社  
 会制度の整備が、求められている。



## アイヌ新法―アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現のために―

(公財)世界人権問題研究センター所長 同志社大学法学部教授 坂元茂樹

2019年4月19日、いわゆる「アイヌ新法<sup>※1</sup>」が成立しました。この法律は、1997年のアイヌ文化振興法の福祉政策や文化振興に加えて、「先住民族であるアイヌの人々」と明記した上で、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現のために地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進するた

めのものです。  
アイヌの人々との共生社会の実現を目指すために、同法第三条では、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統について国民の理解を深めるとともに、第四条でアイヌの人々に対する差別やその他の権利利益の侵害行為を禁じています。北海道白老郡白老町にアイヌの文化振興等に関するナショナルセンターとして、2020年

4月に開業予定の「民族共生象徴空間(愛称ウポポイ<sup>※2</sup>)」で、来場者にアイヌの衣食住、舞踊、工芸等を体験してもらうことを通じて、アイヌの歴史や文化の魅力に対する国民の理解を深めることを目指しています。なお、同空間には、アイヌの歴史と文化に関する正しい認識と理解を深めるための展示・研究拠点としての国立アイヌ民族博物館と古式舞踊の公演や多様な体験プログラムを通じてアイヌ文化を体感できる国立民族共生公園が併設されます。

こうしたアイヌ施策の目標を達成するために、同法においては、国及び地方公共団体の責務が規定されるとともに、アイヌの人々の伝統を守るために、イナウ(木製の祭具)の材料となるヤナギの採取のための国有林野における共用林野の設定やアイヌの伝統的儀式・漁法の伝承などのための河川でのサケの採捕<sup>さいぼ</sup>のために、漁業法や水産資源保護法による許可について特別措置が講じられています。また、樹皮の反物である平取アットウシなど、アイヌの人々の儀式的保存又は継承の実現を目指しています。

またアイヌの人々に対する理解の促進を目指し、京都ヒューマンフェスタ2019での啓発など、全国各地で新法に沿った取組が進められています。これらの施策が、アイヌの人々の視点に立って、円滑に運用されることを期待します。

※1.正式名称は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」です。

※2.「ウポポイ」とはアイヌ語で「おおぜいで歌うこと」を意味します。



アイヌ古式舞踊「ユネスコ無形文化遺産」

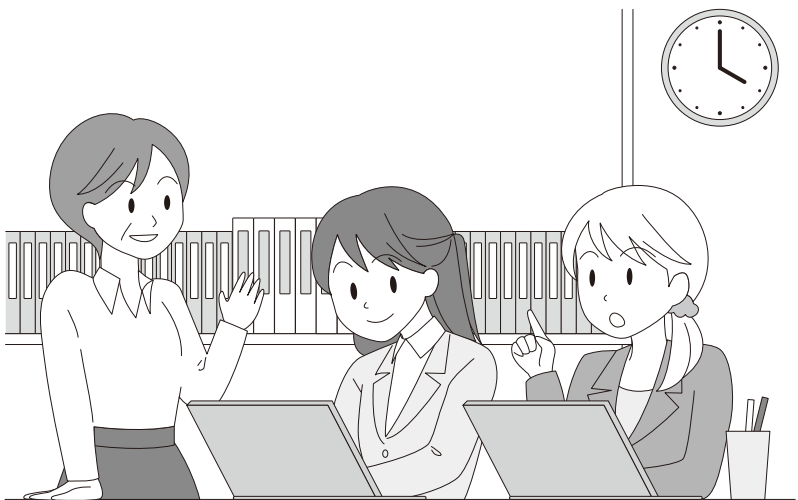
## 男女共同参画社会形成に役立つ女性活躍推進法

(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム6嘱託研究員 元新潟大学法学部教授 桑原昌宏

政府は、日本で女性がさらに活躍できる職場環境と社会環境を整えるため、2016(平成28)年4月1日に、「女性活躍推進法」を施行した。

その社会的背景には、就職や転職先を考えている女性、今は育児・介護に専念していても、職場復帰を考えている女性が多いことがある。それに加えて、国際的にも管理職又は指導的地位に占める日本の女性が少ない点が強く指摘されている。

つまり、この法律は、女性が日本社会で、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会を実現することを目的としている。その目的を実現するには、色々な努力が、政府、業界、経営者、経営者団体、労働組合、すべ



ての働く人々、社会一般に求められている。

この法律は、事業主に対し、次の項目を求めている。  
 ①自社の女性活躍に関する現状の把握と課題解決のための課題分析。②事業体の中で女性活躍を実現するための行動計画(一般事業主行動計画)の策定。③その計画をその事業体の組織内部に周知、外部にはそれを公表。④これらの行動計画を策定したことを国の地方労働局に届け、その監督指導を受けること。⑤各企業での男女の採用比、継続就業、労働時間、管理職比率、多様なキャリア・コースの公表、などである。それらを労働局に届け、労働局からこの行動計画を良好に実施したと認定された企業には、厚生労働大臣の「えるぼし」認定とい

う評価が与えられるとともに、認定マークの使用が認められる。これらの企業は、公共事業の受注の機会を優先的に提供されたり、また特定の政府助成金の受給資格が与えられる。このマークは「女性活躍推進事業主」であるということを表わし、人材確保やマーケットで競争力を誇示することができる。

この法律は、令和元年5月29日に改正され、一般事業主行動計画の策定については、現在、301人以上の民間企業に義務化されているものが、101人以上とされる予定で、順守する企業には、国内外での企業活動の評価に「人権文化の価値」が加えられる。多くの働く女性の人権擁護に寄与することを期待する。


# 世界がひとつの家族のように

作詞：鮎川 めぐみ 作曲：千住明

1 悲しいニュースを聴くたびに どうしてなのかと考える  
 何かが出来るわけじゃない だけど心は動いている  
 空に星がきれいだね 風が揺れているね

2 世界がひとつの家族のように  
 もしもなれたらどうだろう  
 遠くに暮らす君のこと もっと知りたくなるだろう  
 あたりまえに過ぎる景色が 幸せなんだと気付く時  
 昨日より今日少しだけ 優しくなれる気がするよ  
 響き合える果てしなく 目に映るすべてのいのち

3 世界がひとつの家族のように  
 もしもなれたらどうだろう  
 毎日出会う君のこと もっと大事になるだろう  
 空に星がきれいだね 風に花が揺れているね  
 世界がひとつの家族のように  
 もしもなれたら素敵だね  
 今この時を生きている 同じ名前星の上



## 世界がひとつの家族のように

作詞：鮎川 めぐみ  
 作曲・編曲：千住明

INTRO. ♩ = 74

A *mp*  
 かなしいニュースを きくたびに

どうしてなのかと かんがえる なにかがーできる わけじゃない だけ

B *mf*  
 どこころはーうごいて るそらに ほ しーがーきれーいだねー かぜ

C *cresc.* *mf*  
 に はながーゆれてい るねー せかいがーひとつの

かぜのー ように もしもなーれたら どう だろうー とおくにーくらーすー

1.  
 きみのこーと もっとしーりたーく なる だろうー



## 京都府人権リーガルレスキュー隊

ご自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。(相談無料。相談の内容についての秘密は厳守されます。)

**電話相談** (お一人20~30分程度) ☎075-741-6321

受付/第1・第3火曜日の午後2時から午後4時まで

**面接相談** 事前予約制(お一人40分)

予約受付は、1箇月前から1週間前までの午前9時から午後5時まで  
 ただし、予約がなかった場合は、実施しません。

〈昼間〉午後1時30分から午後4時30分まで

■第2火曜日/京都府庁 ☎075-414-4271

■第4火曜日/各広域振興局総合庁舎巡回

宇治 ☎0774-21-2101 亀岡 ☎0771-24-8430

舞鶴 ☎0773-62-2500 峰山 ☎0772-62-4301

〈夜間〉午後6時から午後8時30分まで

■第3水曜日/京都駅前法律相談センター ☎075-741-6322

※詳しくは、下記の京都人権ナビHP・府民だより等で御確認ください。

ひとりで悩まず  
 相談してね。



みんな大切な  
 オンラインワン  
 京都府  
 人権啓発キャラクター  
 「じんくん」

## 人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の情報などを掲載したポータルサイトを開設しています。ぜひご利用ください。  
 京都人権ナビHPはQRコードより <https://kyoto-jinken.net>



例えばこんな時に使えます。

- ◎人権問題の動きを知りたい
- ◎人権に関する法律などを知りたい
- ◎人権研修会に使用するDVDやパネルを借りたい
- ◎どこに相談すれば良いのか知りたい
- ◎もっと、いろんな方に人権の大切さを知ってもらいたい



## ご意見・ご感想をお寄せください

この冊子をご覧になってのご意見・ご感想をお寄せください。また、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。寄せられたご意見等は、今後の誌面づくりや人権啓発事業の参考とさせていただきます。

なお、個別のご意見への返答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 〈アンケート〉

#### Q1. この冊子を、どこで入手されましたか？

- ①府の施設 ②市町村の施設 ③学校 ④勤務先 ⑤研修会・講演会  
⑥京都ヒューマンフェスタ ⑦その他(具体的に)

#### Q2. この冊子を読まれて、人権や人権問題に対する理解・意識は深まりましたか？

- ①深まった ②どちらかといえば深まった ③変わらない ④わからない

#### Q3. 次の人権相談窓口のうち、ご存じのものをお教えてください。(複数回答可)

- ①法務局の人権相談窓口 ②人権擁護委員 ③府の人権特設相談  
④京都府の人権問題法律相談 ⑤市町村の人権相談窓口  
⑥NPOなど民間団体 ⑦弁護士・弁護士会 ⑧その他(具体的に) ⑨知らない

#### Q4. この冊子で、読んでよかった、参考になったものをお教えてください。(複数回答可)

- ①差別につながるインターネット情報 ②認知症の人やその家族の視点の重視  
③児童虐待防止法等の改正を踏まえて ④犯罪被害者支援から学ぶもの  
⑤カミングアウトとアウトティング  
⑥アイヌ新法ーアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現のためにー  
⑦男女共同参画社会形成に役立つ女性活躍推進法  
⑧京都府の人権問題法律相談 ⑨人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」  
⑩人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」 ⑪特にない

ご意見等は、電子メールまたはFAX等でお送りください。

【送付先】電子メール：jinken@pref.kyoto.lg.jp

FAX：075-414-4268

※標題として、「人権口コミ講座21について」とご記入ください。

※アンケートについては、問の番号及び回答の番号をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

2020(令和2)年3月発行

発行・発行所 京都人権啓発推進会議(事務局:京都府人権啓発推進室)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268 E-mail jinken@pref.kyoto.lg.jp

制作協力 公益財団法人 世界人権問題研究センター